

日本社会心理学会弔慰金規程

第1条（弔慰金）

会員または元会員が死亡した場合、次の基準によって弔意を表すこととする。

- | | |
|---------------------|----------|
| 1. 現役の理事・常任理事・名誉会員 | 20,000 円 |
| 2. 現役の会長 | 50,000 円 |
| 3. 理事長・会長経験者 | 30,000 円 |
| 4. その他、本会に多大な貢献をした者 | 20,000 円 |

第2条（弔慰金の変更）

前条の金額は、事情に応じて常任理事会の協議により変更することができる。

附則

- 一. この規程の変更は、常任理事会の決議を経て、理事会が承認することによって行われる。
- 二. この規程は、1997年3月16日から施行される。
- 三. 2018年一括改訂により、2001年10月12日の改訂を削除。
- 四. この規程は、2018年8月27日より施行される。